



公共事業における景観評価の本格施行について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成7年8月31日

管第425号
平成7年8月31日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

公共事業における景観評価の本格施行について（通知）

公共事業における景観形成については、鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第18条の規定により、平成5年7月13日に鳥取県公共事業景観形成指針が制定され、建設事業の実施に当たり遵守すべき指針が示されているところであります。これに基づき、平成6年5月からは、景観評価の手法を導入した公共事業における景観形成の試行を行ってきたところでありますが、このたび、試行における検討課題等を整理し、平成7年9月1日から公共事業における景観評価の本格施行を行うことについて別添写しのとおり通知がありました。

ついでに、公共事業における景観形成の重要性を十分理解のうえ、別添「公共事業における景観評価の本格施行に係る土木部の取扱いについて」により適切に執行してください。

別添

「公共事業における景観評価の本格施行に係る土木部の取扱いについて」

- 1 適用年月日
平成7年9月1日以降起工決裁する設計委託及び工事实施設計について適用する。
- 2 公共事業における景観評価の進め方について
別紙2による。
- 3 景観評価による公共事業景観形成事務処理要領
平成7年8月28日付け知事通知（別添1）による。
- 4 景観形成検討会について
 - (1) 設置要綱
平成7年8月28日付け知事通知（別添2）による。
 - (2) 検討会に諮る資料の事前調整
検討会に諮る資料については、個別に本庁事業課と事前調整を行うこと。
なお、検討会に諮る資料は、平成7年8月28日付け知事通知（別添3、様式第3号）による。
- 5 景観形成検討会に諮る事業
平成7年8月28日付け知事通知（別紙1）による。
ただし、本文中の「各所管課で規定する一定規模以上の事業」については、「景観評価に係る土木部所管事業適用表」による。
- 6 景観評価に係る土木部所管事業適用表
別紙3による。
- 7 景観形成検討会の運営について（準則）
平成7年8月28日付け知事通知（別添3）による。
- 8 景観評価リスト
別紙4を標準様式とする。
- 9 委託設計書に添付する景観形成特記仕様書
別紙5を標準様式とする。
- 10 景観評価リスト所内検討会について
 - (1) 目的
公共事業における景観評価について所内での意思決定を図り、より客観的で実効のある景観形成に資するため。
 - (2) 任務
委託設計の協議段階で「景観評価の概要方針」及び「景観評価リスト」について所内で協議し成案としたうえで、委託設計の成果品に反映させる。
なお、必要に応じて本庁事業課との調整も行うこと。
 - (3) 設置及び運営
当面、各事務所の実情にあった方法で設置及び運営するものとする。
- 11 工事实施設計書に添付する景観形成特記仕様書
 - 道路 - 別紙6-1を標準様式とする。
 - 橋梁 - 別紙6-2を標準様式とする。
 - 河川 - 別紙6-3を標準様式とする。
 - 砂防 - 別紙6-4を標準様式とする。
 - 急傾斜 - 別紙6-5を標準様式とする。

別紙 2

「公共事業における景観評価の進め方について」

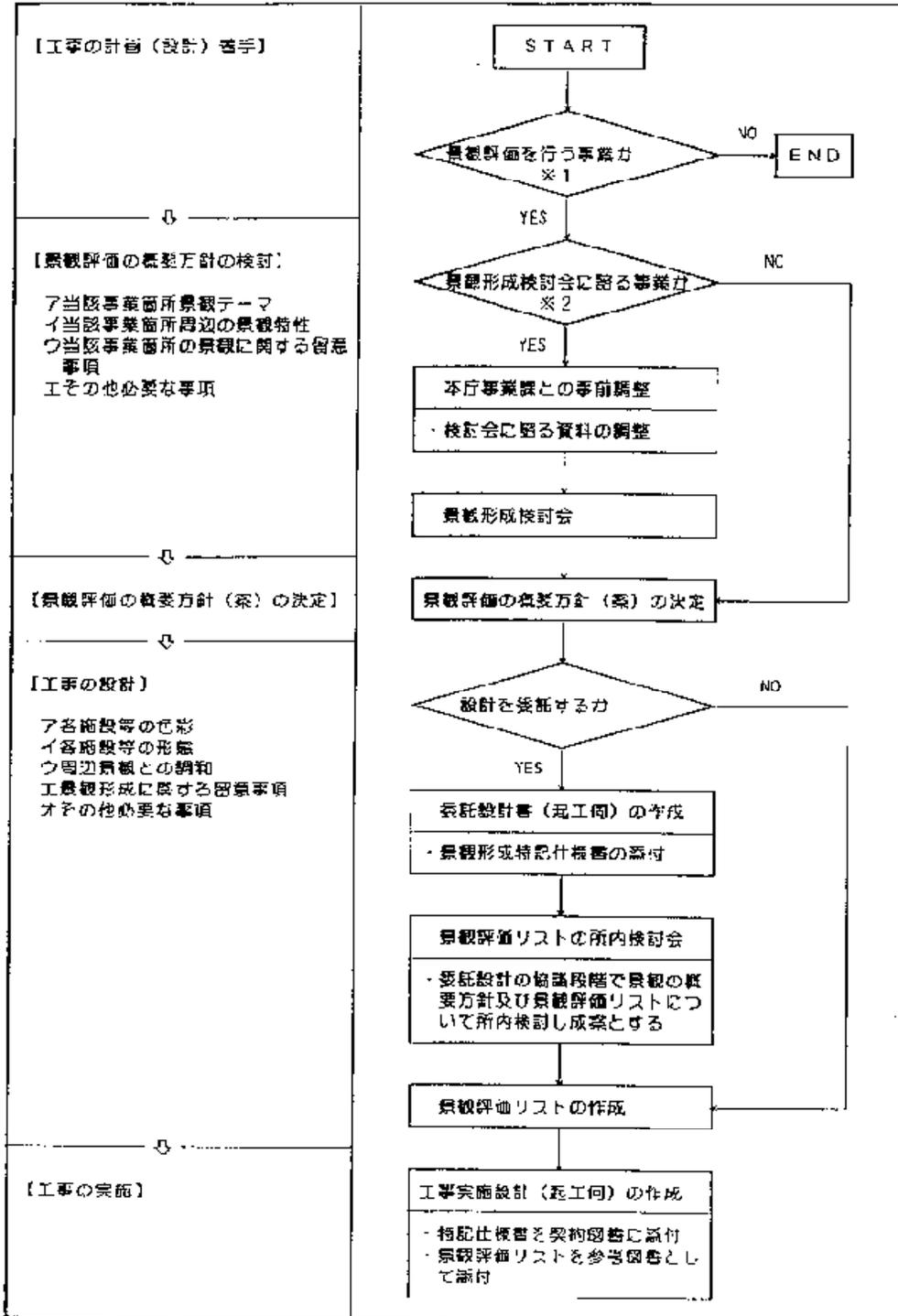
- (1) 景観評価の概要方針の検討
 - (1) 公共事業の実施に当たり景観評価の概要方針として次の事項を検討する
 - ア. 当該事業箇所の景観テーマ
 - イ. 当該事業箇所周辺の景観特性
 - ウ. 当該事業箇所の景観に関する留意事項
 - エ. その他必要な事項
 - (2) 特に景観に配慮する必要のある事業については、景観形成検討会に諮る。
 - (3) (2)以外の工事は、それぞれの課で検討する。

景観形成検討会に諮る事業：「景観形成検討会に諮る事業」及び「景観評価に係る土木部所管事業適用表」を参考

- (2) 景観評価の概要方針の決定
設計事務の決裁権を有する者は、景観形成検討会又は公共事業を実施する課の検討結果を考慮し、景観の概要方針を決定する。
- (3) 工事の設計
 - (1) 設計事務の決裁権を有する者は、決定された景観評価の概要方針に基づき、各施設が有する機能の設計と併せて、景観形成を図る上から次の事項を詳細に決定し、工事の設計を行う。
 - ア. 各施設等の色彩
 - イ. 各施設等の形態
 - ウ. 周辺景観との調和
 - エ. 景観形成に関する留意事項
 - オ. その他必要な事項
 - (2) 工事の設計の一部として、上記内容を盛り込んだ景観評価リストを作成する。
 - (3) 工事設計を委託した場合には、景観評価リストを受託者より成果品として納入させる。
- (4) 工事の実施
工事の起工に係る決裁権を有する者は、景観評価リストに基づく特記仕様書を作成し、これを契約図書とするとともに、景観評価リストを参考図書として添付し、工事を実施する。
- (5) 景観評価を適用除外とする事業
 - ア. 景観形成に係る事項が事前に調査され、当該調査に基づいて計画されている事業
 - イ. 災害等のため緊急を要する事業
 - ウ. 軽易な維持修繕事業
 - エ. 現景観に影響を与えない事業

適用除外とする事業：「景観評価に係る土木部所管事業適用表」を参考

〈業務フロー〉



※1 「景観評価に係る土木部所管事業適用表」を参照のこと。

※2 「景観形成検討会に諮る事業」かつ、「景観評価に係る土木部所管事業適用表」を参照のこと。

景観評価に係る土木部所管事業適用表

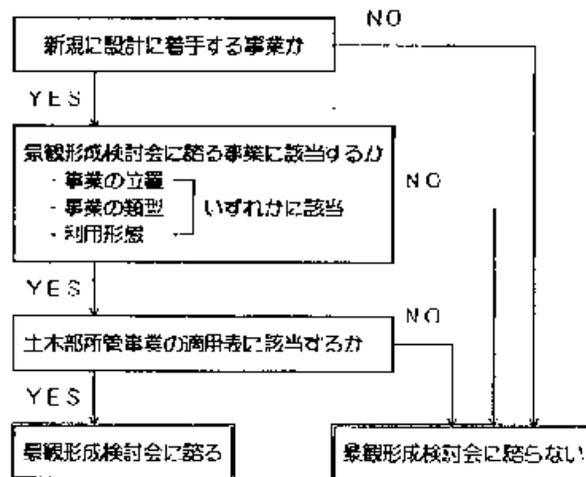
土木部

分類	景観評価を行わない事業		景観評価を行う事業	
	景観形成指針に該当しない事業 (A)	業務的理差額の適用除外に該当する事業 (B)	(C)	左のうち景観形成検討会に係る事業 (D)
				事業名
道路課	除雪 交通安全(マイ)	災害復旧 路面側溝修繕	(A)及(B)以外の 全ての事業	<ul style="list-style-type: none"> 道路改良 延長500m以上 踏切除却 延長500m以上 目黒車道整備 延長500m以上 凍雪害防止 延長500m以上 緊急地方道 延長500m以上 地方特定道路 延長500m以上 災害関連 延長500m以上 展覧駐車場 面積1000㎡以上 沿道修景 延長500m以上 橋りょう整備 延長20m以上 ふるさとづくり 全て(規模等の設定なし)
都市計画課	—	街路修繕 都市公園維持 災害復旧	(A)及(B)以外の 全ての事業	<ul style="list-style-type: none"> 道路改良 全て(規模等の設定なし) 橋りょう整備 全て(規模等の設定なし) 立体交差 全て(規模等の設定なし) 緊急地方道 全て(規模等の設定なし) 街路改良 全て(規模等の設定なし) 地方特定道路 全て(規模等の設定なし) 広域公園 全て(規模等の設定なし) 総合運動公園 全て(規模等の設定なし) ふるさとづくり 全て(規模等の設定なし)
下水道	—	単票流域下水道 (維持修繕)	(A)及(B)以外の 全ての事業	—
河川課	—	伏閉 維持修繕 緊急内水対策 河床掘削 災害復旧	(A)及(B)以外の 全ての事業	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川改修 全て(規模等の設定なし) 小規模河川改修 全て(規模等の設定なし) 河川局部改良 全て(規模等の設定なし) 河川利用推進 全て(規模等の設定なし) 治水緑地 全て(規模等の設定なし) 地方特定河川 全て(規模等の設定なし) 海岸浸食対策 全て(規模等の設定なし) 河岸環境整備 全て(規模等の設定なし)
港灣課	—	港灣維持管理 災害復旧	(A)及(B)以外の 全ての事業	<ul style="list-style-type: none"> 港灣環境整備 全て(規模等の設定なし) 港灣環境整備 全て(規模等の設定なし) ふるさとづくり 全て(規模等の設定なし) 港灣改修事業 全て(規模等の設定なし) 港灣局部改良 全て(規模等の設定なし) 海岸浸食対策 全て(規模等の設定なし) 高潮対策 全て(規模等の設定なし) 海岸局部改良 全て(規模等の設定なし) 空港整備 全て(規模等の設定なし) 瓦礫(ぬり) 全て(規模等の設定なし)

分類	景観評価を行わない事業		景観評価を行う事業		
	景観形成指針に 該当しない事業 (A)	事務処理要領の 適用除外に該当 する事業 (B)	(C)	左のうち景観形成検討会に諮る事業 (D)	
			事業名	該当する事業の規模等	
砂防 利水課		河床掘削 既設砂防修繕 雑木伐替 堰堤改良 堰堤修繕 ダム管理費	(A)及(B)以外の 全ての事業	荒廃砂防 予防砂防 都市対策砂防 火山砂防 砂防設備修繕 砂防環境整備 深溝再生 地すべり対策 急傾斜地対策 營期対策 地方特定河川 小規模砂防 単県急傾斜地 ふるさとづくり ダム建設 ダム周辺整備	全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 小規模なものを除く 小規模なものを除く 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし） 全て（規模等の設定なし）
建築課	維持修繕	住戸改善	(A)及(B)以外の 全ての事業	県営住宅建設	高さ13mを超えるもの又は 建築面積1,000㎡を超えるもの。
営繕課	屋内修繕	修繕	(A)及(B)以外の 全ての事業	建築物	(注1、移動型建築物の場合は、別の要 項による。)

注) (A) 欄及び (B) 欄以外の事業については、全て景観評価を行う。

【景観形成検討会に諮る事業選定フロー】



景観評価リスト

記入者	所 属	
	氏 名	
作成年月日	平成	年月日

1 事業の概要等

事業名	事業の概要
箇 所	

2 景観テーマ設定の前提条件

事業が行われる箇所の 地域・ゾーン	
景観特性と景観形成の 基本的な方向	
景観 規定 に あ ま た の り	1 自然にukeあう 景観をつくる 2 快適で美しさと やすらぎのある 景観をつくる 3 地域に根づいた 文化の薫り高い 景観をつくる 4 地域特性を活か した個性ある景観 をつくる

3 景観テーマ

--

4 共通要素の具体的な方策

種 類	参 照 頁 次	景観形成のポイント	具体的方策
植 栽	P 37 - 38	・ 原地形との調和 ・ 緑化の方法	
擁 壁	P 39 - 40	・ 周辺景観との調和 ・ 緑化の方法	
護 岸	P 41 - 42	・ 水辺空間の確保 ・ 緑化の方法	
防 護 柵	P 43 - 44	・ 周辺景観との調和 ・ 地域特性の創出	
舗 装	P 45 - 46	・ 周辺景観との調和 ・ 個性の演出	
看板・広告等	P 47 - 48	・ 看板等の整理統合 ・ 周辺景観、美観との調和	
照明施設	P 49 - 50	・ 配置、形態 ・ 照明方法	
景観保全と緑化	P 51 - 52	・ 緑空間の保全創出 ・ 緑化の方法	
占用行為	P 53 - 54	・ 周辺景観との調和	
維持管理	P 55 - 56	・ 施設の維持管理 ・ 植栽の維持管理	

注) ※ 当該要素の適用の可否を要する。

5 施設別の具体的な方策

施設：

種 類	参 照 頁 次	景観形成のポイント	具体的方策

注) ※ 当該要素の適用の可否を要する。

6 評価

--

設計に係る景観形成特記仕様書

第1条 目的

本特記仕様書は、鳥取県公共事業景観形成指針（平成5年7月15日制定）に基づき、景観形成を図るため、

に適用する。

第2条 仕様書

景観形成に関する設計にあたっては、本特記仕様書によるほか、次の図書を参照とするものとする。

- (1) 鳥取県景観形成条例 (平成5年9月26日鳥取県発令第3号)
- (2) 鳥取県景観形成条例施行規則 (平成5年7月13日鳥取県発令第56号)
- (3) 鳥取県景観形成基本方針 (平成5年6月・5日鳥取県告示第545号)
- (4) 鳥取県公共事業景観形成指針 (平成5年7月・3日制定)
- (5) 公共事業景観形成の手引き (平成6年9月発行)

第3条 総論

本特記仕様書に定めのない事項、又はこの特記仕様書に基づいて疑問が生じし事項については、監督員と協議して定めるものとする。

第4条 景観形成配慮事項

第1項 景観テーマ

当該施設が周囲の景観に与える影響を十分認識した上で、

- 1 自然と調ふ景観をつくる
- 2 快適で美しい景観をつくる
- 3 地域に根づいた文化の薫り高い景観をつくる
- 4 地域特色を生かした個性ある景観をつくる

を基本の趣旨とし、以下に示す景観テーマを設定するので、このことと十分理解し、制約工夫を施けし設計に努めるものとする。

景観形成の目標は、

景観テーマ

第5条 景観性

第6条 景観に関する留意事項

第7条 その他

第1項 図面の提示

第2章の内容図について監督員が指示した場合、その指示によるものとする。

第2項 成果図

景観形成に際する図は、こ当たり修訂して加算を景観評価リストへとりよるとの提出すること。

二 景観形成地区の指定 (区域)

第1条 地区

本条例で定める景観形成地区は、景観形成地区形成計画(平成5年7月19日制定)に基づき、附図の区域を定める。

第2条 共通は景観

景観形成地区に属する本条例の地区に当たっては、平時居住環境による景観、次の図書を参考とする。

- (1) 景観形成地区形成計画 (平成5年3月26日景観形成条例第3号)
- (2) 景観形成地区形成計画(景観) (平成5年7月19日景観形成条例第5号)
- (3) 景観形成地区形成計画(景観) (平成5年6月15日景観形成条例第64号)
- (4) 景観形成地区形成計画(景観) (平成5年7月19日制定)
- (5) 景観形成地区形成計画(景観) (平成6年3月制定)

第3条 景観

本条例が施行される区域の景観は、又はこの時記述を基に景観を生じようとする景観形成地区に属するものとする。

第4条 景観形成地区

第1項 景観形成地区

本条例が施行される区域の景観を十分に保護し、かつ、

- 1 自然環境に支えられており景観を創出する。
 - 2 景観形成地区に属する区域の景観を創出する。
 - 3 地域に根ざった文化の集積地を創出する。
 - 4 景観形成地区に属する区域の景観を創出する。
- を基本とする。以下のとおり景観形成地区を指定する。

第2項 景観形成地区

第1項 景観形成地区

第1条 景観形成地区

- 1 コンクリート建築は、(金具、前部、)について、(化粧壁等の使用、ナット、ボルト、鉄釘、タール類の塗り付け、)により景観形成を行う。
- 2 化粧壁は、(自然石、タタキ、)を用いること。
- 3 コンクリート建築の色彩は、(白、黒、赤、青、)を主とする。
- 4 コンクリート建築の色は、(白、黒、赤、青、)を主とする。
- 5 コンクリート建築の色は、(白、黒、赤、青、)を主とする。
- 6 コンクリート建築の色は、(白、黒、赤、青、)を主とする。
- 7 コンクリート建築の色は、(白、黒、赤、青、)を主とする。
- 8 景観形成地区に属するものは、(景観、環境、)を主とする。

第2条 景観

- 1 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。
- 2 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。

第3条 景観

- 1 (景観、環境、)を主とする。
- 2 (景観、環境、)を主とする。
- 3 (景観、環境、)を主とする。

第4条 景観

- 1 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。
- 2 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。
- 3 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。
- 4 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。

第5条 景観

- 1 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。
- 2 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。

第6条 景観

- 1 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。
- 2 景観形成地区は、(景観、環境、)を主とする。

第7条 景観

景観形成地区に属するものは、(景観、環境、)を主とする。

工事 景観形成設計図書 (河川)

第1条 総則
第1条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

第2条 計画区域
第2条 本河川計画の適用する河川の河川計画区域は、次の図面を参照する。
(1) 河川計画区域図 (平成5年3月25日建設省令第3号)
(2) 河川計画区域図 (平成5年3月15日建設省令第56号)
(3) 河川計画区域図 (平成5年3月15日建設省令第545号)
(4) 河川計画区域図 (平成5年3月15日建設省令第545号)
(5) 河川計画区域図 (平成5年3月15日建設省令第545号)

第3条 景観
第3条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

第4条 景観形成
第4条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

第5条 景観形成
第5条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

第6条 景観形成
第6条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

により景観形成を行う。
0 化粧土は、(自然石)を用いること、
7 コンクリートブロックは、(自然石)を用いること、
8 コンクリートブロックは、(自然石)を用いること、
9 その他

第7条 景観
第7条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

第8条 景観
第8条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

第9条 景観
第9条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

第10条 景観
第10条 本河川計画は、河川法第10条第1項第1号に基づき、河川計画の作成を図るため、

